



| | |
|------------------|---|
| Title | 日本の少子化と育児社会環境 |
| Author(s) | 郭, 莉莉; Guo, Lili |
| Citation | 研究論集, 11, 213(左)-230(左) |
| Issue Date | 2011-12-26 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/47880 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 12_RONSHU_11_KAKU.pdf |



日本の少子化と育児社会環境

郭 莉 莉

要 旨

近年、少子化への関心が高まっている。各種メディアでも度々特集が組まれ、各政党のマニフェストには少子化対策が多く盛り込まれてきた。このような少子化動向への対応の高まりは、日本国内のみで起きていることではない。西欧などの多くの先進国も同じような問題を抱えており、さまざまな政策が取られている。このように、少子化動向は世界の先進国と中進国を問わず、問題になってきた。

とりわけ、日本では、少子化がますます進み、人口減少に歯止めがかからない。これまで政府主導による「新旧エンゼルプラン」「少子化対策プラスワン」など、各種の少子化対策が積み上げられてきたが、社会全体の少子化傾向は止まらない。本稿では、日本の少子化の現状、原因、影響を考察して、日本における少子化対策の問題点究明を試みる。少子化の進行は将来の日本の社会経済にさまざまな深刻な影響を与えると懸念されるが、反面で日本社会のあり方に深く関わっており、社会への警鐘を鳴らしていると受け止められるからである。

少子化を克服した先進国フランスは、近年少子化に悩んでいる日本でもその実情が広く知られるようになった。フランスにおける対応のうち優良事例を検討することは、日本で少子化対策を進めるうえでも、一定の意義がある。

〈キーワード〉：少子化社会 少子化の原因 育児社会環境 少子化対策

1. はじめに

日本における少子化問題は、近年非常に重要なテーマとなっている。日本における出生率の低下は、深刻な社会・経済への影響が懸念されるからである。ひのえうま¹の年 1966 年の合計

¹ 古くから「ひのえうま」の年に生まれた女性は、気が強く嫁に行っても夫を殺すという迷信がある。

特殊出生率 1.58 を下回り、「1.57 ショック」と騒がれた 1990 年以降、日本政府主導によるさまざまな少子化対策が積みあげられているものの、合計特殊出生率は 1.3 レベルで推移しており、少子化傾向はとまらない。

今の日本では、雇用の不安定さが 20 代、30 代の若者を襲い、経済的弱者にしている。経済的不安を抱えている若者は子どもを産むどころか、結婚になかなか踏み込めない。日本全体でも東京都でも札幌市でも、少子化の最大原因は未婚率の上昇にある。そして、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、「夫婦完結出生児数」（結婚持続期間 15-19 年夫婦の平均出生子ども数）は戦後、大きく低下したが、第 6 回調査（1972 年）で 2.20 人となった後、およそ 30 年間にわたって同水準で安定していた。しかし第 13 回調査（2005 年）では 2.09 人へと減少した。この対象となった夫婦は、1980 年代後半に結婚した人たちであり、この時期以降の夫婦の出生過程において、減少が生じたものである。2005 年における調査で、もう一つの傾向が見られるが、子どもを産まなかった夫婦、および 1 人の夫婦がやや増え、逆に 3 人を出生した夫婦が減少している。未婚率の上昇と既婚者出生率の低下が並行して進行しているのである。

2. 全体社会の観点から

2-1 日本：三位一体の人口変化

社会学の使命は、時代の大きな流れを正確にそして包括的に理解することである。重要なことは、時代の大きな流れのうち、その一つの潮流（a current）を自分なりにしっかり見据えることにある（金子，2009）。この意味で、高田保馬の「人口史観」は先見の明と言える。これは人口構造を社会の量質的組立と見て、社会構造分析の独立変数とし、残りはこの従属変数と見なす史観である（高田，1925=1948〈改訂版〉=2003〈新装復刻版〉）。すなわち、人口構造や人口変化が社会の発展を規定すると考える立場である。日本の場合、人口面において、「三位一体の人口変化」がその特徴である。「三位一体の人口変化」は、少子化や高齢化の進行、総人口の減少を含む（表 1）。国立社会保障・人口問題研究所による「2003 年予測」では、2050 年に日本の総人口は 9000 万人を割り込むが、2040 年はかろうじて 1 億人と想定されている。

2-2 少子化の影響

パーソンズは、社会システム存続・維持の機能要件として、①適応（adaptation）、②目標達成（goal attainment）、③統合（integration）、④潜在的パターンの維持と緊張処理（latent pattern maintenance and tension management）の四つを取り上げた（Parsons，1951=1974）。全体社会にこの AGIL 図式を適応すると、経済体系（A）、政治体系（G）、統合体系（I）、文化的体系（L）となる。少子化の進行は日本の経済、政治、社会統合、文化などの面にさまざまな深刻な影響を与えると懸念されている。

表1 人口減少社会の到来

| | | 現在 (2005 年) | 将来予測値 (予測年) |
|------|-----------------|-------------|-------------------|
| 人口 | 総人口 | 1 億 2700 万人 | 1 億人 (2040 年) |
| | 労働人口男性 | 3994 万人 | 3630 万人 (2025 年) |
| | 労働人口女性 | 2777 万人 | 2665 万人 (2025 年) |
| | 過疎地域人口 | 671 万人 | 532 万人 (2020 年) |
| | 高齢化率 | 20% | 33% (2040 年) |
| | 高齢者数 | 2550 万人 | 3630 万人 (2040 年) |
| | 後期高齢者数 | 1150 万人 | 2010 万人 (2040 年) |
| | 年少人口率 | 13.7% | 10.4% (2040 年) |
| 世帯 | 世帯総数 | 4953 万世帯 | 5030 万世帯 (2020 年) |
| | 平均世帯人員 | 2.6 人 | 2.4 人 (2020 年) |
| | 一人世帯比率 | 29% | 33% (2020 年) |
| 社会保障 | 65 歳以上で介護が必要な比率 | 13% | 19% (2025 年) |
| | 社会保障給付 | 86 兆円 | 152 兆円 (2025 年) |
| | 社会保障負担 | 78 兆円 | 155 兆円 (2025 年) |

出典：金子勇，2007。

こうした少子化傾向が昔に始まり，1971 年から 1974 年までの第 2 次ベビーブームを終えた頃から確実に進んでいる。ひのえうまの年の出生率を下回り，「1.57 ショック」と騒がれた 1990 年以降，少子化は特に問題視されるようになった（表 2）。

表 2 少子化の社会的影響

| |
|---|
| <p>経済面：市場の縮小，労働力の減少，消費の不振，失業の増大，自然環境の荒廃 政治面：理念と目標の喪失，偏りのあるイデオロギー支配，政治による高齢者配分重視 社会統合面：社会統合力の脆弱化，家族の縮小，犯罪の増加と検挙率の低下，年金制度や医療保険制度など公共財の破壊，国民間の不公平性の増大 文化面：多文化の喪失，スポーツ停滞，日常娯楽の不振，若年文化の衰退</p> |
|---|

出典：金子勇，2011a。

人口→家族→構造→機能というパターンが示しているように，少子化と長寿化とが並行して進んでいる少子化する高齢社会は，経済，政治，社会統合，文化面において，幅広い領域に影響を与えている。機能分析を用いると，少子化の影響としては，表 2 のようにマイナスの影響が多いと考えられる。ただし，たとえば，生活面では，環境負荷の低減，大都市部等での住宅・土地問題や交通混雑等に伴う諸問題の改善など，少子化メリット論も主張されているが，全体的に少子化はデメリットの割合が高い。

少子化の進行は平均寿命の伸長と相まって，人口に占める高齢者の割合を高め，少子・高齢社会をもたらすことになる。この結果，年金，医療，福祉などの社会保障において，現役世代の社会保障費の負担の増大は避けることができないので，国民の生活水準に大きな影響を及ぼ

す。そして、衣料品、食品、娯楽などの子ども向けの市場が縮小し、関連企業でのリストラも発生し、失業率は上昇する。また、経済的不安から派生する犯罪が発生し、治安が悪化しかねない。子どもの減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の切磋琢磨の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の社会化と健やかな成長への影響が懸念される。

3. 日本における少子化の原因

3-1 仮説

少子化の大きな原因が未婚率の上昇と既婚者の出生率の低下とに二分されるという認識はほぼ共有されている。これまでの20年、日本政府主導による「新旧エンゼルプラン」「少子化対策プラスワン」など、各種の少子化対策が積み上げられてきたが、少子化傾向は止まらない。このような状態の中で、どんな支援策を行えば、少子化傾向に歯止めがかかるのか、以下の仮説を立てる。

①保育所・幼稚園のみならず、それ以外の多種多様な託児法があれば、既婚者の出生率が上昇する

②若い世代への経済的支援が充実であれば、経済的不安がなくなり、未婚者の結婚率や既婚者の出生率が上昇する

これらの仮説をもとに考えられる支援策として、以下のものを挙げる。

①女性の有職無職にかかわらず、利用可能な公認「保育ママ」制度と「認定子ども園」の導入・普及

②子どもを育てていてもいなくても、子どもを育てやすい環境をつくるためには、30歳以上の国民全員加入の「子育て基金」(金子, 2003)の導入

③労働者派遣制度への見直しと正社員化推進

3-2 古典：高田保馬の人口方程式

$$\begin{aligned} \text{生活標準} \times \text{人口} &= \text{分配係数} \times \text{生産力} \\ (S \times B) &= (d \times P) \end{aligned}$$

この人口方程式において、変化しにくいのは生活標準 S と分配係数 d である。生活標準がいちど上昇すると、低下させることが非常に困難であることは、クルマの所有やエアコンの利用、航空機利用による日帰り出張を想定すれば自明である。 S と d が変わりにくいという前提で、これまで人口増加・減少法則が考察されてきた。そのパラダイムでは、生産力 P が増大するにつ

れて、人口数 B が増加することは、1960 年代の日本の高度成長期で経験的に証明される。そして、80 年代からの安定成長から低成長またはマイナス成長に転じると、生産力 P 増大の速度が停滞し、それまでに上昇した生活標準 S は低下させにくく、そのままではこの方程式は成立しえなくなった。これに呼応した新しい動きとして、個人が豊かさを維持するためには、パラサイト・シングル² を選択したり、既婚者もディンクス³ を選んだり、出産を手控えたりして、社会全体では人口 B を減らすようになった。すなわち、 S を低下させる代わりに選択肢として、 B の減少が発生したのである（金子，2009）。

3-3 先行研究

八代・小塩・伊井（1997）では、『国民生活基礎調査』（厚生省，1992）の個票が用いられている。20-45 歳有配偶者女性の子ども数を従属変数とし、女性の賃金所得、世帯所得、女性の年齢、健康な高齢者女性の同居の有無、従業形態、夫の職業、居住地域を独立変数とする重回帰分析を行っている。分析によれば、子どもを増加させる要因はその影響力の強さの順に、①母親の年齢、②健康な高齢者女性の有無、③夫が自営、④世帯所得、となる。また子どもを減少させる要因として、①夫がホワイトカラー、②大都市居住、③母親所得、となった。

岩本（2001）の研究では、育児休暇をはじめとする育児と仕事を両立させる制度などはいずれも、結婚・出産の意思決定には影響を与えないことが確認された。しかしながら、育児休暇制度と勤務時間短縮制度は、結婚の意思決定を行った前後の就業継続に対しては、促進させる効果を持つことが明らかにされた。また、子どもを1人産むか2人以上産むかという第2子出産選択に保育所サービスと企業の福利厚生が与える効果を検証している。子どもを1人産むか2人以上産むかという出産する子どもの数の選択には、子どもを1人以上産むか全く産まないかという第1子出産と異なり、保育サービスは影響を与えないことを示している。福利厚生についても、第1子選択の結果と同様、第2子出産確率にも促進させる方向には影響しないことが確認された。また、第1子を出産した家計にとって、第2子出産選択に対して機会費用は十分小さいことをも示唆している。

平山（2002）の研究では、子どもを育てる上で負担しなければならない費用は、食事、住居、教育などの直接必要になる費用と、子育てに伴う間接費用（機会費用）の2つに分類することができ、こうした子育て費用が近年上昇傾向にあることが少子化の第一の原因になっていると述べている。

江原（2004）は、妊娠・出産に伴う女性の身体的・時間的・金銭的・心理的コストを考察している。実際に産む女性にとって、こうした妊娠・出産自体のコスト感はかなりの重さを持つ

² 山田昌弘の造語。経済的に余裕のある親と同居する未婚の若者。特に未婚女性。

³ DINKS (double income, no kids) 子どもを作らない共働き夫婦。

ている。たとえば、妊娠に伴う金銭的コストは、健康保険が適用されない妊娠・出産における病院費用、子育てに適應できる新たな住居を求めるための金銭的負担が挙げられる。

岩間(2004)によると、すでに子どもが1人いる人々の追加出生意欲に関して、男女ともに、まだ子どものいない人々が持つ出生意欲とは異なる要因が影響を及ぼしていることが明らかになった。まだ子どものいない男性の出生意欲には年収、すでに子どものいる男性の追加出生意欲には生活設計思考が有意な効果を持つが、女性についてはこれらの効果は見られないこと、逆に、女性では就業が2人目以降の追加出生意欲を規定し、有職女性は追加出生に消極的であるが、男性では、妻の就業は有意な効果をもたない。これは、夫の協力が期待できず、利用できる育児サービスが少ない状況では、第2子を諦める選択につながるということを示唆している。

赤川学(2004)によると、少子化の進展は、人口学的には、晩婚化と未婚化(非婚化)という二つの要因で完全に説明される。晩婚化は、男女の平均初婚年齢が漸次的に上昇することであり、「人口動態統計」によれば、2001年では男性29.0歳、女性27.2歳である。2009年においては、男性30.4歳、女性28.6歳となっている。また、未婚化は、各コーホートにおける未婚率の上昇を意味している。たとえば、2000年で25歳-29歳の女性の未婚率は5割を超え、30歳-34歳の男性未婚率も4割以上に達している。

未婚化・晩婚化については少子化の原因が、親元を離れない未婚男女の増加というパラサイト・シングル論がある。この理論を説明するために、二つの学説が挙げられる。一つ目は、山田昌弘の「ハイパーガミーの(女性上昇婚)結婚難」である。結婚に与える意味は男女で異なる。男性にとっては[イベント]、女性にとっては「生まれ変わり」である。パラサイト・シングル論につながるのは、「低成長+ハイパーガミー(女性上昇婚)の結婚難」という説明である。日本の高度成長期に、農家出身の女性にとって、サラリーマンの妻になるのは「生まれ変わり」であり、結婚しないで親元にとどまるほうが割に合わない選択となるので、早婚が成立していた。ところが、低成長に転じると早婚が成立しにくくなる。女性がよりよく生まれ変わるために、自分の親以上の経済力がつきそうな男を見つけたくても、可能性が小さくなっていくので、実家で両親と暮らすことを選択するようになった。

一方、男性は収入と未婚率が逆相関する。すなわち、収入の低い男性は、結婚しにくい。そこに、「結婚したいのだけど、私が結婚したいと思うようないい男性がいない」と嘆く(親の経済力が高い)女性と、「誰でもいいから、結婚したいけど、自分を選んでくれる女性がない」と嘆く「経済力の低い」男性とのミスマッチが生まれることになった。

二つ目は相対所得仮説(Easterlin, 1980)である。結婚や出産に影響を与えるのは、男女が経験してきた生活水準と現在置かれている経済状況の違いである。親のもとで高い生活水準を経験してきた男性は、今後の生活水準が子どもの頃の生活水準よりも満足いくものになると考えれば、結婚や出産を選択するが、今後、生活水準が低いという見込みであれば、結婚や出産を

躊躇う。そのため、現在の生活状態が親の経済状態よりも恵まれていれば、多くの子どもをつくるが、そうでなければ、理想の数の子どもを産まない。いったん上昇した期待水準はなかなか下がらないから、その水準を下げるくらいなら、結婚・出産しない。

赤川が1995年SSM調査と2000年岡山市・男女共同参画に関する市民意識論・実態調査の個票データを用いて行った分析によると、夫の家事分担と子ども数の間にほとんど関係がないことがわかった。

明治大学の千田亮吉研究会（2005）の研究は、総務省統計局による『全国消費実態調査』のデータをもとに、経済的理由が出生子ども数に与える影響について分析した。子ども数が多いほど夫婦の年収は高くなっており、また子ども数1人世帯と2人以上世帯とでは年間100万円以上の収入差があることが分かった。子ども数0人世帯の年収が高いのは、子どもを持たずに共働きをする家庭が多いからだと考えられる。子ども数が多い世帯は所得が多い、あるいは多く子どもを持つためには、高い所得が必要であることが分かる。

日本では、児童手当と所得控除という2つの方法で経済的支援がなされている。出産・育児に対する支援である児童手当であるが、日本では子どもが成長するにつれてより多くの教育費がかかる。6歳で児童手当が終了した以降、むしろさらに経済的に困る状況になるにもかかわらず、そういった必要に適合した手当では特に存在していないのが問題である。

金子（2003, 2006）によると、少子化のミクロレベルの原因は、①個人のライフスタイルにみる非社会的で自己中心型への転換、②短期的で負担回避型の個人主義的ライフスタイルの蔓延、③子どもが減少する社会への国民全体の想像力不足が指摘される。日本社会のマクロレベルでの少子化原因としては、①小家族化による子育て支援の家族力の喪失、②コミュニティレベルで存在していた従来の子育て支援システムの崩壊、③女性の職業進出に伴う機会費用の増大、④「産み損、子育て損」に象徴される社会的不公平性の増加、が想定される。

少子化が社会問題とされるのは、その原因としてミクロ社会的には男女間の行為が出生行動とますます切り離されてきたところが想定される反面、マクロ社会的にはその積分効果として社会システムの現状維持が困難になってきたところに集約される。

一般的に言えば、社会的ジレンマは個人の合理性が集合的非合理性を導くという状況を指す。少子化は、男女個人の自由で合理的な行為が社会システムの解体を促進し、そのことによって同時に社会的非合理性を強め、自由に生きようとする男女個人にも不自由さを味わわせるという社会的ジレンマの典型として理解できる現象である。金子（2011b）では、従来の少子化対策失敗の最大の理由は、少子化の一つの原因である未婚率の上昇に考察すら加えず、少子化の進行を阻止できなかったことが指摘されている。

牧（2008）によれば、出産費用について、フランスでは出産は国の保険でカバーされることが、日本でも知られるようになってきた。日本では、正常な妊娠・出産には医療保険が適用されないため、出産費用は通常30-50万円かかる。ただ、所得制限のない出産育児一時金35万

円⁴があるため、負担はそれほど感じていない。問題は、毎月のように受ける妊婦健診である。一部に健診をまったく受けない人もいと分かり、社会問題になったので、2010年から出産までの14回の健診は無料になった。保育に関しては、日本では「保育ママ」はそれほど一般的ではなく、乳母など、自宅に来てくれるような習慣もない。認定保育園の定員が足りない中で、多様な保育の受け皿が必要である。

そして、欧米に比較するとまだ安定している日本の長期雇用制度では、正社員にとっては安定が得られるのは確かであるが、その代償として、日本的企業風土の中で、若い人は激務が求められる。特に子育て期に当たる30代の残業時間ももっとも長く、4人に1人が週60時間以上働いている状態である。そのため、「国際競争力」の名の下で、規制緩和で派遣労働者が大幅に増え、フルタイムで働いても食べていくのがやっとという「ワーキングプア」(working poor)⁵も生まれている。人減らしで、残った正社員に負担がかかり、さらに長時間働くことになる一方、派遣などの非正規雇用はいくら働いても生活は苦しいという、二極化現象である。正社員という「勝ち組」も、非正規雇用という「負け組」も、どちらも長時間働かなくてはならない社会になっている。

日本とフランスの子育てに関する意識調査によると、日本では母親の不適格感や孤立感が強く、子育てを楽しんでいる人の割合が少ない⁶。「父親は外で働く姿を見せ、母親が家庭を守る」のが日本の良き古き伝統である。育児を母親に任せきりにする。性別役割分業が固定化したのは、高度成長期である。独自の企業風土で、働く時間が現在も欧米に比べて格段に長い。これまでの自営業や農業と決定的に異なるのは、働く場所と住む場所が離れることであり、父親が家庭から遠ざかり、存在感が薄くなる。母親一人に任せられる孤独な育児は重労働であり、精神的ストレスがたまりやすい。牧(2008)によると、フランスで、いったん家庭に入った母親は一時託児所を利用する。

あまり指摘されてこなかったが、住宅の広さには増子化効果がある。金子(2011b)によると、一般に住面積が広ければ、小学校の高学年から「子ども部屋」を用意できることになる。2005年の都道府県のデータにおいて、合計特殊出生率を非説明変数とした重回帰分析でも、「居住室数」による出生率の説明力の高さが判明している。出産への動機付けの1つには、子どもへの教育投資の実現性があるから、「子ども部屋」を設ける可能性が高ければ、もう1人産むという仮説への根拠にもなっている。「子ども部屋」は年収から強い影響を受けるし、地価や住宅価格

⁴ 2006年にそれまでの30万円から35万円に引き上げられた。

⁵ 「ワーキングプア」：フルタイムで働いているが、生活保護水準以下の収入しか得られない人々のこと。賃金が安く生活の維持が困難な就労者層のこと。

⁶ 日仏女性資料センター母子関係研究会『日本の子育て・世界の子育て——日仏子育てアンケート調査から』1990.10。根ヶ山光一らによる日仏米の国際比較研究でも同様の結果が出ている。根ヶ山光一、2006、『〈子別れ〉としての子育て』、NHK ブックス、P122。

によっても左右される。一般的には、ある程度経済力に富み、地価が安く、住宅価格が手ごろならば、広い住面積の家が手に入り、したがって「子ども部屋」ができ、「居住室数」は確実に増加する。中島（2010）によると、日本の少子化問題解決の鍵は、住宅環境を整えることにあ
る。しかし、出生率を上げるために広い居住スペースを安価で提供しようなどという政策は、
日本ではなされていない。

4. 育児社会環境づくり

4-1 日本における少子化対策の問題点

少子化の大きな原因が未婚率の上昇と既婚者の出生率の低下とに二分されるという認識は、
国民全体にほぼ共有されている。しかし、これまで政府が出した少子化政策は、「待機児童ゼロ
作戦」と「仕事と家庭の両立ライフ」に代表されるような特定の立場からの政策に終始してき
た。これらは有職既婚者向けの少子化対策であり、未婚率の上昇と専業主婦向けの支援への目
配りに乏しい。

①経済的弱者の未婚率上昇へ配慮の欠如

今の日本では、20代、30代を襲う雇用の不安定さが、若い男性たちを経済的弱者にしており、
経済力の弱い男性は、子どもをもつどころか、結婚するのも困難になっている。2010年3月に
厚生労働省が発表した「二十一世紀成年者縦断調査」によれば、結婚している男性の割合は収
入に比例しているという。2002年に20歳から34歳だった人を2008年まで追跡調査した結果、
年収400万円台だと26%が結婚しているのに対し、100万円台だと8.9%である。また正規社員
は32.2%が結婚しているのに対し、非正規が17.2%、子どもが生まれたのはそれぞれ12.8%、
4.8%であった（中島、2010）。

②専業主婦への支援不足

少子化の原因は「男女未婚率の上昇」と「既婚者の産み控え」であることは、20年前から判
明している。ところが政府は「既婚者の産み控え」に原因を絞り、産み育てる保育環境が整備
されれば、少子化対策になるという「仕事と家庭の両立ライフ」と「待機児童ゼロ作戦」促進
策しか採用しなかった。ここに該当するゼロ歳から5歳までの保育園児の比率は、5歳までの
児童全体の20%に過ぎない。全体の50%を超える児童を育てる専業主婦への支援策はまったく
行われてこなかった（金子、2007：160-162）。札幌で言えば、保育所運営経費総予算額の202億
円のうち199億円が、母親が「保育要件に欠ける」児童しか入所できない保育所に使われ、在
宅の児童も保育所の児童も「共用」できる「一時保育」や「延長保育」や「子育て支援センター」
の予算額が3億円なのである。ただし、この202億円の内訳は、札幌市が56.8%、国の負担が
25.2%、保護者からの利用費総額が18.0%であるから、厳密に言えば、市と国からの税金合計
166億円が保育所運営経費に注ぎ込まれることになる。このうち3億円が、保育所児童か専業主

婦の児童かを問わず使える一時保育や子育て支援センターに充当されている。

③短縮勤務は不可能

少子化対策として、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進に期待が寄せられている。内閣府の『時の働き』（2002年11月号）ではファミリー・フレンドリー企業とは、「仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業」と説明されている。しかし、サービス残業や転勤など、家族より仕事を優先させる企業中心社会の中で、日本人の働き方は変わるのか。人減らし時代ではむしろ残った正社員に負担がかかり、さらに長時間勤務になる。欧米に比較すると日本の正社員は安定が得られるのが確かである。しかし、その代償として、年功序列の組織の中で、若い人は給料以上に働いている。

図1は内閣府大臣官房広報室が「国民の働く目的」について行われた調査である。2010年のデータによると、「お金を得るために働く」と回答した国民の割合は、全体の51.6%を占め、男性は51.1%で、女性は52.0%である。年齢別で見ても、60歳以下の各年齢層において、お金を得るために働く人が圧倒的である。国民全体から見ても、男女別で見ても、年齢別で見ても、半数以上になった。短縮勤務と隔日勤務は所得減少に直結するならば、国民から支持は得られないだろう。

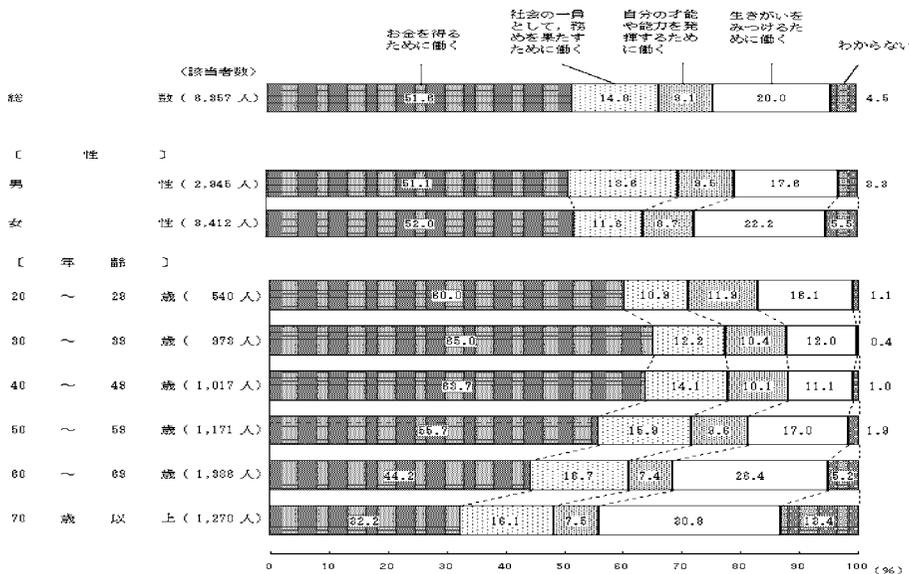


図1 日本国民の働く目的
出典：内閣府大臣官房広報室（2010）

4-2 優良事例：フランスから何が学べるのか

現在、フランスとアメリカを除く先進諸国は軒並み低出生率に悩んでいる。「少子化対策」が時代のキーワードである今日、少子化を克服した先進国フランスの2010年における合計特殊出生率は2.01で、日本の1.39とは比較にならない(表3)。国民性や社会制度が異なる日本でのフランス模倣は不可能であるが、フランスという鏡を見るのは、一定の意義があると考えられる。

表3 日本とフランスの合計特殊出生率の推移

| 合計特殊出生率 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 日本 | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 | 1.37 | 1.39 |
| フランス | 1.88 | 1.88 | 1.87 | 1.88 | 1.90 | 1.92 | 1.98 | 1.96 | 2.00 | 1.99 | 2.01 |

出典：国立社会保障、人口問題研究所「人口統計資料集2011」により郭作成

4-2-1 これまでの誤解

①移民は出生率に貢献しているのか

移民が出生率に及ぼす影響について、「それほど大きくない」というのがフランスの研究者らの見方である。たとえば、フランス国立人口研究所(INED)の研究によると、フランス人女性の2004年の出生率は1.8である。外国人の出生率は3.3であるが、出産適齢期の女性に占める外国人の割合は7%にすぎないため、全体を0.1押し上げて1.9にする効果でしかないという(牧, 2008)。

②日本でも婚外子差別、同棲・事実婚差別をなくせばいいのか

婚外子率はフランスの55%程度に比べて、日本では2%程度で推移してきた。フランスでは、たしかに婚外子差別がないので、結婚しなくても子どもを産みやすくなっているが、1972年の嫡出子、非嫡出子の間の相続における不平等の是正は、少子化対策のためというわけではなかった。もともと婚外子が生まれていたのだから、その子どもの権利を守るために法律が変わり、差別がなくなったのである。

日本の場合、同棲はむしろ、子どもを持っていけない共同生活と意味づけられる。事実、同棲関係にある男女間で、もっともタブー視されているのは、妊娠だという。また、子どもを産んでも事実婚にとどまるような覚悟のある人たちは、自ら子どもを産みたいと思った時には、いかに状況が不利だろうと、決然と出産を選ぶのではないだろうか(赤川, 2004)。そのため、全く異なる文化圏にある日本で、戸籍上の婚外子差別を改善しても、法律上同棲・事実婚差別をなくしても、すぐに出生率が高くなることはないと思われる。

4-2-2 フランスに学べる少子化対策

①手厚い家族手当

周知のように、フランスでは、「全国家族手当基金」(CNAF)があり、フランス全体の手厚い家族給付を支えている。子育て世帯への経済的支援については、特に子どもが複数いる場合、フランスの方が格段に多い(表4)。図2が提示しているように、日本における「子ども・家族給付」水準が、先進国間で比べてみると非常に低い。ただし、フランスでは、消費税率は19.6%で、食料品の消費税率は5.5%であるのに対し、日本では一律5%である。この国民負担率の相違にも留意したい。

表4 家族手当・児童手当の日仏比較

| フランス(家族手当) | 日本(児童手当) |
|---|-------------------------|
| 20歳まで支給 所得制限無し | 小学校終了まで 所得制限あり |
| 第1子 なし 第2子 117ユーロ | 第1子 1万円 (3歳以上は5000円) |
| 第3子 267ユーロ | 第2子 1万円 (3歳以上は5000円) |
| 第4子 417ユーロ | 第3子以降は1人につき1万円 |
| 第5子以降 それぞれ150ユーロを加算 子どもが11-16歳の時33.51ユーロ、16-19歳の時59.57ユーロをそれぞれ追加 | |

注：2007年5月に 1ユーロは約160円である。

出典：金子勇，2007より抜粋

②多彩な託児法

託児法として、フランスでは主流は保育園と保育ママである。

●保育ママ

子育て中の女性や、子育てが一段落した女性が自分の自宅で子どもを預かるのが保育ママである。男性でもなれるが、現実には99%が女性である。フランスでは、1977年に「保育ママ」の認定制度ができた。91年に保育ママを雇う家庭への補助制度ができ、92年には保育ママの待遇も改善されると、保育ママの数は飛躍的に増えた。子どもを見てもらう家庭が、保育ママを雇う雇用関係になり、国から補助をもらうには、1日当たりの給料は税込み約42ユーロ(6300円)以下などと決められている。あとは雇う側と保育ママが時間帯、食費、オムツにかかる月額費用など、交渉して決める。

●自宅でヌヌ、シェア

フランスで子どもを預かる女性といえばヌヌ(nounou)であり、正式にはヌリス(mourrice)(直訳すると乳母)と言う。フルタイムで子どもを見ることを職業としている女性たちである。保育ママのこともヌリスもしくはヌヌと呼ぶが、ここでは区別のため、子どもの自宅に来て世話をする人をヌヌとしたい(牧, 2008)。

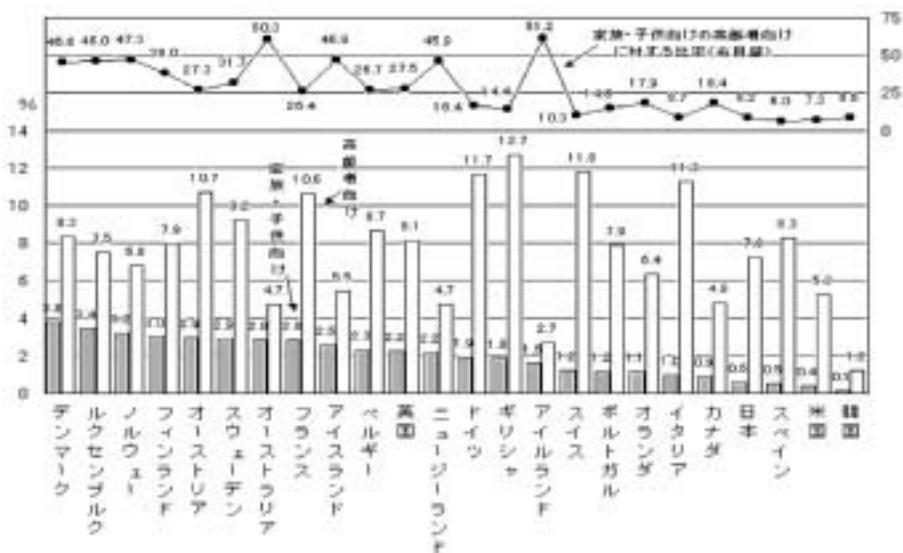


図2 先進諸国における家族・子供向け公的支出と高齢者向け公的支出の対 GDP 比率 (2001年)

資料：OECD (2004), Social Expenditure Database (SOCX).

注：対象国は世界定義による OECD 高所得国。公的支出とは税や社会保険による支出 (★ Public social expenditure)。家族・子供向け公的支出には児童手当などの他、出産手当、産休給付金などを含む。高齢者向け公的支出には、老齢年金、高齢者向け在宅・施設サービス給付などを含む (医療は含まない。)

4-3 産み育てやすい社会環境づくり

上記のような少子化対策における問題点とフランスの事例を考慮し、今後の少子化対策作成にあたり、新しい観点から、以下の2点を肝に銘じておきたい。

①未婚率の上昇：なかなか結婚に踏み切れない若い男女に対する支援策。

②既婚者出生率の低下：子育て負担は、経済面、精神面、時間面、身体面の四つの方面に分けられる。偏りのある政策を避け、既婚女性の有職無職を超えた支援策。

4-3-1 経済的支援策

フランスで、政府から家族手当など経済的支援を受けることにより、安心して子どもを産み育てられる事実があるように、日本でも、直接的な経済的支援があれば、非正規社員で経済的弱者になった一部の若者も結婚に最初の一步を踏み出し、安心して子どもを産むだろう。また、既婚者も第2子、第3子を産み、出生率を上げるにちがいない。民主党の「子ども手当」は子育て家庭へ直接現金を給付するという意味では、確かに経済的支援策であるが、その財源の議論が皆無なので、財政上の節約や見直しだけでは、「子ども手当」の長期的維持は不可能である。長い目で見れば、フランスの「全国家族手当基金」(CNAF)のようなファンドを作るのは急務である。

介護保険の根本理念は「社会全体」における介護負担の共有にある。40歳を超えた国民は、

前世代としての親が生きていても死亡していても、等しく介護する側に回る。そこには例外なく、「社会全体」で介護するという強力な理念が体现している。他方、子育てについては世の中に「子育てフリーライダー」⁷が存在している。すなわち、これは子どもは自分で産まず、他人に産んで育ててもらう。年をとったら、他人が産んで育てた子どもに面倒を見てもらう人間類型である。少子化現象は、個人の合理性（子育てしない方が得する）と社会的非合理性（少子化の結果、社会経済的活力が低下して、公共財が喪失し、全員が損する）の問題として理解される。次世代の子どもを育成する場合には、介護保険のような「社会全体」の理念に届かないので、制度的な全員参加の一方策として「子育て基金」が位置づけられている。

最終的な「老若男女共生社会」を展望する際の留意点は以下の3点である（金子，2003）。

- ①少子化対策費用での男女の個人的負担差に配慮して、平等と公平について見直す。
- ②公平な少子化対策を、世代内負担と世代間負担の社会的共有を基盤として作り直す。
- ③少子化対策の個人的で短期的な利益を超えて、長期にわたる社会的・個人的損失にも配慮する。

前世代・現世代・次世代という3世代間の協力と、子育てフリーライダー組と子育て組との世代内の協力を進める。

ここで、世代間の平等と公平を論じるために、「世代会計」という概念を用いたい。「世代会計」とは、現行の公共政策のもとで現在世代および将来世代が現在から将来にかけて政府に支払うべき純納税額（支払い税額マイナス受取移転額）を直接計算するものである（ローレンス，1993）。税金、年金保険料など政府に支払う「総負担額」から、社会保障などで政府から受け取る「総受益額」を差し引いた「純負担額」を算出する。一生涯で得る所得で純負担額を割った「生涯純負担率」で世代間格差を見る場合が多い。1999年に発表された主要国の世代会計（1995年基準）によると、日本の将来世代の負担が現在世代の負担の4.38倍に達することがわかった。

介護保険では、40歳以上の全員が親の生死にかかわらず、保険料を払っている。そのような趣旨で、子どもを育てていてもいなくても、18歳までの子どもを育てやすい環境を作るために、30歳以上の国民全員が「子育て基金」に加入し、応分の協力をした方がいい。「子育て基金」の内容は30歳以上の国民が年間で5万円、年金受給者はその1割を子育て支援に拠出するというプランである。介護保険制度の導入が示しているように、少子化対策制度を変更すれば、次第に国民意識も変わることが予想できる。

4-3-2 保育の新しい受け皿

●「保育ママ」制度の普及

保育所の増設はもちろん必要であるが、平均で5歳までの子どもの半数は在宅保育なので、

⁷ 少子化を考える際の人間類型で、フリーライダー論を踏まえて、そのライフスタイルから金子が造語した概念。

もう少し広い観点から問題をとらえ直す必要がある。保育ママとは、両親の就労などで保育に欠け、かつ保育所に入所できない主に3歳未満の児童を保育ママの居宅などで保育する通所の施設、または保育者の通称である。全国的にみると、「保育ママ」制度を導入している市町村・地方自治体はまだ少ないのが現状で、「保育ママ」制度を導入している地方自治体の中にも、国から補助を受けて実施しているものもあれば、地方自治体で単独で行っているものもある。2010年に、独自の資格研修制度がスタートしたが、それ以前は「保育ママ」自体が公的資格であるわけではなかった。保育士、幼稚園の教諭、看護師、助産師、保健師などの資格者から地方公共団体が認定している。地方公共団体によっては乳幼児の育児経験者でも可とする場合がある。国の家庭的保育事業では、保育士または看護婦を資格要件としていたが、2010年4月より規制が緩和され、無資格者であっても一定の研修を履修することで資格要件を満たせるようになった。自宅で保育を行うため、保育の場として提供できる部屋を確保していることが重要である。

北海道のいくつかの町村で「保育ママ」制度が行われている。たとえば、足寄町では2007年度から「保育ママ」を公的資金で支援するようになった。2010年に平均保育料は月額約3万円であり、それを負担すれば、町が認定した「保育ママ」に子どもを預けられる。町は一人当たり月額7万円を保育ママに払う。すなわち、保育ママは1人の子どもを預かると、月額で10万円の収入になる（金子、2011b）。

保育ママ制度は市区町村行政が仲介となる。基本的には市区町村に受託申請→審査→保育ママの紹介→面接→契約の締結となり、契約内容に応じた託児が可能になる。「保育ママ」制度は、保育所へ子どもを預けることができず、待機児童を持つ家族ばかりでなく、専業主婦の支援まで応援できるという意味で、いくつかの自治体では成果を出している。保育所整備に時間も金銭もかかるし、「保育ママ」制度の導入・普及は応急的な措置として有効だろう。

●「認定子ども園」の活用

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中で、保護者のそれぞれの声に応えるために、2006年10月から「認定子ども園」制度が誕生した。認定子ども園では、子供の教育・保育・子育て支援を総合的に提供する。文部科学省・厚生労働省・幼保連携推進室のホームページによると、「認定子ども園」は、幼稚園、保育所などのうち、以下の機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設である。

①小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供：保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能。

②地域における子育て支援の実施：すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能。

表5 「認定子ども園」の類型

| | |
|----------|--|
| 1. 幼保連携型 | 認定幼稚園と認定保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定子ども園としての機能を果たす |
| 2. 幼稚園型 | 認定幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育的な機能を備えて、認定子ども園としての機能を果たす |
| 3. 保育所型 | 認定保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定子ども園としての機能を果たす |
| 4. 地方裁量型 | 幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定子ども園として必要な機能を果たす |

出典：文部科学省・厚生労働省・幼保連携推進室ホームページによる。

認定子ども園は、保育所と幼稚園などにおける小学校就学前の子どもに対する保育・教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的提供を行う施設である。幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活用し、その両方の役割を果たす。

認定子ども園の利点として、①保護者の有職無職にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施する；②0歳－5歳の子ども同士が共に育つので、触れ合う機会が増加する；③子育て不安に対応した相談は、すべての子育て家庭を対象に実施する；④親子の集いの場を提供できる、という4点が挙げられる。

この「認定子ども園」制度も「保育ママ」制度と同様に、保育所入所を待つ待機児童だけではなく、在宅保育の子どもも視野に入れ、保護者や地域の多様なニーズに応えられる。

4-3-3 「非正規雇用」の見直し

1985年に労働者派遣法が制定された。日本では、現在「非正規雇用」が問題になっている。雇用の不安定さは若い男女たちを経済的弱者にしている。経済力が弱いと、子どもを持つどころか、結婚にもなかなか第一歩を踏み出せない。日本の「非正規雇用」の内実とフランスとでは、かなり異なる。フランスでは派遣労働者であっても、パートタイム労働であっても、同じ仕事であれば、報酬ベースはフルタイムの「正規雇用」と同じ、すなわち同一労働同一賃金である。しかし、日本では、賃金面において、派遣社員と正規社員の間に極端な差があり、それは若者の恋愛と結婚に直接的な影響を与えており、結果的に若年非正規労働者の結婚率が低い。

内閣府が発表した2010年「結婚・家族形成に関する調査」によると、20代・30代の男性の結婚に雇用形態と年収が反映している。男性の既婚率を見ると、正規雇用が27.5%なのに対し、非正規雇用ではわずか4.7%にとどまった。年収と既婚率の関係をみると、20代では300万未満で8.7%、300万円以上400万円未満で25.7%になる。30代でも同様な傾向があり、300万円以下が9.3%であるのに対し、300万円を超えると26.5%になる。日本では、特に非正規雇用として働く若い女性が増えている。場合によっては、夫も非正規雇用で働いている。雇用形態などの条件を満たさないと、育児休暇の取得ができない。すなわち、育児休暇制度の利用は夫婦が共に正規雇用の共働きであることが前提である。非正規労働者が増える状況の中では、育児

休暇制度は十分な機能を発揮できないだろう。

フランスの場合、勤め先や雇用形態にかかわらず家族給付の受給対象者になるが、日本の場合、大企業では配偶者手当や扶養手当などが比較的に充実しているが、中小企業になると「手当てを出さない」ところもある。派遣労働者のような不安定な雇用状態の人、さらに勤務先を持たない失業者であれば、あらゆる側面で社会保障は手薄になりがちである。

このように、派遣労働者などの非正規雇用による生活の不安定は、未婚率の上昇に深くかわり、少子高齢化をさらに進行させている。こういう状況を反省して、契約社員や派遣労働者の制度を速やかに廃止したほうがいいのではないだろうか。

おわりに

「2015年問題」に象徴されるように、「少子化する高齢社会」が懸念されている。それは1947年生まれから50年生まれの総称である「団塊世代」1039万人のうち、生存見込みの800万人すべてが65歳以上になり、年金受給の時を迎える社会問題を意味している。次世代が縮小すると、公共財である年金、医療保険、介護保険などが危うくなる。少子化の進行は日本の経済、政治、社会統合、文化などの面にさまざまな深刻な影響を与え、社会への警鐘を鳴らしていると受け止めなければならない。しかし、いままで政府が出した少子化政策は、「待機児童ゼロ作戦」と「仕事と家庭の両立ライフ」に代表されるような特定方法政策に終始してきた。これらは有職既婚女性向けの少子化対策であり、専業主婦向けの支援と未婚率の上昇への目配りに乏しい。

他国の政策を直輸入すれば、日本では通用するわけではないが、少子化を克服した先進国フランスの事例は、日本で少子化対策を工夫するには、一定の意義がある。ただし、高福祉の背後に高負担率が存在するという事実にも留意したい。本稿では、少子化対策の限界を突破して、新しい角度から直接的な経済的支援策としての「子育て基金」、保育の受け皿としての「保育ママ」制度、「認定子ども園」制度の活用・普及、若者の経済的支えとしての派遣制度への見直しの3点をまとめた。

中国では、1979年から31年間続けられてきた「一人っ子政策」によって、出生率の低下が激しく、子どもの数が減少してきた。その反面、大都市では高齢化が急速に進んできて、それに伴う介護問題が深刻になってきた。少子化する日本と「一人っ子化」する中国では、子どもの減少傾向は同じではあるが、その理由が異なるという前提で、日本の少子化と育児社会環境を考察することを通して、中国の「一人っ子化」と育児社会環境を研究していきたい。

(かくりり・人間システム科学専攻)

参考文献

- [1] 赤川学, 2004, 『子どもが減って、何が悪いか!』, ちくま新書.
- [2] 井上輝子・江原由美子, 2005, 『女性のデータブック「第4版」』, 有斐閣.
- [3] 岩間暁子, 2004, 「既婚男女の出生意欲にみられるジェンダー構造」, 目黒依子・西岡八郎編, 『少子化のジェンダー分析』, 勁草書房.
- [4] 岩本康史, 2001, 『社会福祉と家族の経済学』, 東洋経済.
- [5] 加藤久和, 2001, 『人口経済学入門』, 日本評論社.
- [6] 金子勇, 2003, 『都市の少子化社会——世代共生をめざし』, 東京大学出版会.
- [7] 金子勇, 「「少子化する高齢社会」の社会学」, 『社会学評論』, Vol.56, No.1/2005, 日本社会学会.
- [8] 金子勇, 2006, 『少子化する高齢社会』, 日本放送出版協会.
- [9] 金子勇, 2007, 『格差不安時代のコミュニティ社会学』, ミネルヴァ書房.
- [10] 金子勇, 2009, 『社会分析』, ミネルヴァ書房.
- [11] 金子勇, 2011a, 『高齢者の生活保障』, 放送大学教育振興会.
- [12] 金子勇, 2011b, 『コミュニティの創造的探求』, 新曜社.
- [13] 国立社会保障・人口問題研究所, 2002, 『日本の将来推定人口』, 厚生統計協会.
- [14] 高田保馬, 1925, 『階級及第三史観』, 改造社.
- [15] 高田保馬, 1948, 『階級及第三史観 改訂版』, 関書院.
- [16] 高田保馬, 『階級及第三史観』(新版), ミネルヴァ書房.
- [17] 千田亮吉研究会, 2005.12, 「経済的問題を打開する少子化対策——義務教育終了後の教育費控除の導入」, 明治大学.
- [18] 内閣府, 2002, 『時期の動き』, 財務省印刷局.
- [19] 中島さおり, 2010.5, 『なぜフランスでは子どもが増えるのか』, 講談社現代新書.
- [20] 平山宗宏, 2002, 『少子社会と自治体』, 日本加除出版株式会社.
- [21] 牧陽子, 2008.2, 『産めるフランスの子育て事情』, 明石書店.
- [22] 八代尚宏・小塩隆氏・伊井雅子他, 1997, 『高齢化の経済分析』, 経済企画庁経済分析シリーズ 151号.
- [23] 山田昌弘, 1996, 『結婚の社会学』, 丸善ライブラリー.
- [24] ローレンス・コトリコフ(著), 香西泰(監訳), 1993, 『世代の経済学——誰が得をし, 誰が損をするのか』, 日本経済新聞社.
- [25] Easterlin, Richard. A., 1980, *Birth and Fortune*, Basic Books.
- [26] Parsons, T., 1951, *The Social System*, The Free Press. (=1974, 佐藤勉訳, 『社会体系論』, 青木書店)

参考 URL

<http://www.youho.go.jp/index.html> 文部科学省・厚生労働省・幼保連携推進室.